

大和市街づくり推進会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第10号

大和市街づくり推進会議規則の一部を改正する規則

大和市街づくり推進会議規則（平成10年大和市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、推進会議」の次に「及び分科会」を、「事項は、」の次に「推進会議にあつては」を、「推進会議に」の次に「、分科会にあつては分科会長が分科会に」を加え、同条を第11条とする。

第8条中「推進会議」の次に「及び分科会」を加え、同条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（分科会）

第9条 推進会議は、専門事項を調査審議するため、分科会を設置することができる。

2 分科会は、会長が指名する委員及び専門委員（以下この条において「分科会委員」という。）で組織する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会委員の互選によってこれを定める。

4 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指定する分科会委員がその職務を代理する。

5 前2条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「分科会」と、第7条中「会長」とあるのは「分科会長」と、「委員及び議事に関する専門委員」とあるのは「分科会委員」と、「出席した委員及び出席した議事に関する専門委員」とあるのは「出席した分科会委員」と読み替えるものとする。

6 分科会長は、分科会において審議した事項を推進会議に報告するものとする。

第6条第2項中「委員」の次に「及び議事に関する専門委員」を加え、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員及び出席した議事に関する専門委員」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2項中「委員」の次に「及び専門委員」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 専門委員の任期は、2年以内とし、当該専門委員の委嘱に係る専門の事項に関する調査審議が終了したときは、当該専門委員は解嘱されるものとする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(専門委員)

第4条 推進会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。